

平成26年度第1回岐阜県事業評価監視委員会
議事要旨

1. 日時：平成26年6月13日（金）10：00～11：30

2. 場所：岐阜県庁 6階 6南3会議室

3. 出席委員：岐阜大学 教授 工学部長
岐阜工業高等専門学校 教授 環境都市工学科
岐阜大学 教授 総合情報メディアセンター
岐阜大学 准教授 地域科学部
岐阜県商工会女性部連合会 副会長
美濃商工会議所 会頭
岐阜県森林組合連合会 代表理事
岐阜県弁護士会 弁護士
岐阜県農業協同組合中央会 専務理事
一般財団法人 岐阜県地域女性団体協議会 理事
学生
農業、岐阜県コミュニティ診断士
会社員

六郷	恵哲
鈴木	孝男
篠田	成郎
三井	栄
上谷	千津子
高井	孝市朗
内木	篤志
福手	朋子
守屋	啓司
度会	さち子
大野	沙知子
服部	昭彦
前川	利枝

4. 委員長の選出

委員の互選により、六郷委員を委員長に選出。

5. 副委員長の指名について

委員長が副委員長に鈴木委員を指名。

6. 議事要旨署名委員の指名について

委員長が署名委員として大野委員、上谷委員、篠田委員を指名。

7. 議事

- (1) 平成26年度再評価審議箇所について
- (2) 平成26年度事後評価審議箇所について
- (3) 現地調査の実施箇所について
- (4) 平成26年度事業評価監視委員会の開催計画について
- (5) 岐阜県公共事業再評価要綱の運用について

8. 議事要旨

(1) 平成26年度再評価審議箇所について

事務局より、平成26年度の再評価実施箇所について説明。

【意見・質疑】

鈴木副委員長

河川の関係ですと、再評価実施箇所一覧表以外にも、4年程前に甚大な災害をもたらした可児川などがありますが、そのような箇所は、審議箇所にならないのでしょうか。
事務局（飯島課長）

河川事業は事業着手後5年経過した時点で再評価を実施し、その後、事業が継続していれば5年毎に再評価を実施します。今お話しにあった事業も、その時期がきた時点で、再評価を実施します。一定の期間を設けて再評価を実施しておりますので、その時期にきたものが、今年度は県で20箇所あるということになります。

【審議結果】

別紙「再評価実施箇所一覧表」に掲げる24箇所（県事業20箇所・市事業4箇所）について再評価の審議を行う。

(2) 平成26年度事後評価審議箇所について

事務局より、平成26年度の事後評価審議箇所について説明。

【意見・質疑】

守屋委員

事後評価の選定理由で「効果大きい」、「寄与している」から選んだということですが、逆にここで評価しなければいけない所は、評価の低い所を選ぶべきではありませんか。そういう所を評価して事業が良かったのか悪かったのかを確認するという選定理由を書かれるべきではありませんか。

事務局（飯島課長）

選定理由の所に「効果大きい」、「寄与している」という書き方もされておりますが、事業規模が大きいということは、典型的な仕事の内容が盛り込まれている事業という側面など、いろいろな要素が含まれておりますので、この委員会に諮って、いろいろなご意見をいただきたいという考えもあって、それぞれ大規模なものを選定しております。

守屋委員

そのような理由を書いていたいただきたいと思います。

事務局（飯島課長）

今後、気をつけたいと思います。

篠田委員

岐阜県公共事業事後評価要綱の第3条第2項「自然災害等の事象の発生や環境への影響・・・」という記載があり、「事後評価実施主体が事後評価を行う必要があると判断した場合は・・・」と書いてありますが、事後評価実施主体は岐阜県のことなのか事業評価監視委員会のことなのかどちらでしょうか。

事務局（松下技術主査）

事後評価実施主体は岐阜県であり、事業評価監視委員会は岐阜県が実施した事後評価について審議していただく場となります。

篠田委員

この委員会で、こういうことを評価しなくてはいけないのではないかという意見があっても、岐阜県が「NO」といえば、評価できないということですか。

事務局（松下技術主査）

事業評価監視委員会の意見は、最大限に尊重して対応させていただくことになっております。

篠田委員

この委員会で発言があれば、事後評価実施主体（岐阜県）が事後評価を実施する必要があると判断する可能性もあるということですか。

事務局（松下技術主査）

はい。

【審議結果】

次の4箇所について事後評価の審議を行う。

事業名	地区名 (路線名・河川名等)	施行場所	事業課名
-----	-------------------	------	------

県営基幹農道整備事業	古川南部	飛騨市	農地整備課
ふるさと林道緊急整備事業	和良・明宝	郡上市	森林整備課
道路改良事業	(国) 248号 関バイパス	関市	道路建設課
街路事業	新所平島線 徳田工区	岐南町	街路公園課

(3) 現地調査の実施箇所について

事務局より、平成26年度の現地調査実施箇所（事務局案）について説明。

【意見・質疑】

内木委員

現地調査は、その日に現地調査箇所の審議を行うということではなく、審議の前に現場を見ておくということですか。

事務局（松下技術主査）

現地調査箇所につきましては、第3回以降の委員会で再評価の審議をしていただきます。現地調査につきましては、審議の前に現場の実態を認識していただくため毎年実施しております。

大野委員

現地調査は、工事の担当の方に説明していただけるのですか。

事務局（松下技術主査）

各工事の担当事務所の担当から説明させていただきます。

篠田委員

現地調査では、再評価箇所だけではなく、事後評価箇所も1箇所くらい入っていたことがありませんでしたか。

事務局（松下技術主査）

過去には現地調査のルート上に事後評価箇所があるということで一緒に見ていただいた事例もございますが、基本的には事業継続の妥当性を確認するための参考としていただくため再評価の現場を見ていただいております。もし、委員会の中で事後評価箇所も見たいというご意見があれば考慮させていただきます。

【審議結果】

次の4箇所について、7月18日（金）に現地調査を実施する。

	事業名・箇所名	調査場所
①	公共林道事業【三倉～上ヶ流線】 別紙「再評価実施箇所一覧表」NO.2	揖斐川町
②	街路事業【新所平島線（平成工区）】 別紙「再評価実施箇所一覧表」NO.23	岐南町
③	総合治水対策特定河川事業【一級河川 境川】 別紙「再評価実施箇所一覧表」NO.15	岐阜市
④	特定広域化施設整備事業【東部広域水道事務所管内】 別紙「再評価実施箇所一覧表」NO.24	美濃加茂市

(4) 平成26年度事業評価監視委員会の開催計画について

事務局より、平成26年度の事業評価監視委員会開催計画（案）について説明。

【意見・質疑】

服部委員

1日8件の審議は時間も長くなり、少しきついのではないかと思います。1回の審議件数を減らして、委員会の開催を1回増やせば、余裕をもって審議ができるのではないかと思いますでしょうか。

事務局（飯島課長）

委員会のご意見をいただく場であり、できるだけ説明の時間は短くして、負担が少なくなるよう努めていきたいと思っておりますので、まずはこの計画でお願いできればと考えております。今後、実際の審議の状況を見まして、あまりご負担をおかけしているようであれば、その段階で検討させていただきたいと思っております。

【審議結果】

以下の日程で委員会を開催する。

	開催日	会議概要
第2回委員会	7月18日（金）	○現地調査
第3回委員会	8月8日（金） 午前	○再評価の審議 ・農業農村整備事業：1件 ・林道事業：3件 ・河川事業：2件 ・街路事業：1件 ・水道事業：1件
第4回委員会	9月2日（火） 午後	○再評価の審議 ・道路事業：4件 ・河川事業：4件
第5回委員会	10月27日（月） 午後	○再評価の審議 ・河川事業：8件
第6回委員会	1月下旬 ～2月上旬頃	○事後評価の審議 ・農業農村整備事業、林道事業、 道路事業、街路事業

(5) 岐阜県公共事業再評価要綱の運用について

事務局より、「岐阜県公共事業再評価要綱の運用について（案）」について説明。

【意見・質疑】

六郷委員長

前回の費用対効果分析と条件がほとんど変わっておらず、結果もほとんど変わらない場合は、費用対効果分析を省略できるということですか。

事務局（飯島課長）

今までも要綱に費用対効果分析を省略することができる規定はありましたが、実際どのような場合に規定が適用できるのかというルールがありませんでした。この度、同じような基準で再評価を実施している国土交通省で具体的な基準が示されましたので、岐阜県の要綱でも同様に運用したいという趣旨です。だからといって、運用が適用できる事業は自動的に費用対効果分析を実施しないということではなく、必要なも

のは今後も実施します。

三井委員

外的要因のところの「社会経済情勢に変化がない」というところですが、物価や景気動向などに全く変化がないということはありませんので、例のところは、「変化ない」と言い切ってしまうのではなく、「変化が小さい」など表現を変えたほうがいいのではないのでしょうか。

事務局（飯島課長）

おっしゃるとおりですので、「大きな変化がない」という表現に修正させていただきます。

【審議結果】

（ア）の②外的要因の判断根拠例について、「地元情勢等に変化がない」を「地元情勢等に大きな変化がない」と修正し、（案）のとおり了承する。

9. 報告

（1）岐阜県社会資本総合整備計画評価実施要綱の策定について

事務局より、岐阜県社会資本総合整備計画評価実施要綱の策定について説明。

【意見・質疑】

六郷委員長

社会資本総合整備計画評価の審議については、平成26年度の事業評価監視委員会開催計画にありませんでしたが、本年度の予定はどうか。

事務局（若園技術課長補佐）

本年度の予定につきましては、第6回委員会でご審議をお願いしたいと思っておりますが、詳細につきましては、第3回以降の委員会で改めて説明させていただきます。

平成26年度 再評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	県事業			市町村 事業	事業主体	事業採 択年度	完了予 定年度	全体事業費 百万円	再評価の実施区分		事業名	路線名(地区名)	施工場所
		補助	交付金	県単						再評価	再々評価			
1	農地整備課		○			岐阜県	H6	H32	4,247		○	県営基幹農道整備事業	下呂市	下呂市
2	森林整備課		○			岐阜県	H6	H33	4,350		○	公共林道事業	揖斐川町	揖斐川町
3	森林整備課				○	郡上市	H6	H30	1,280		○	公共林道事業	鎌辺～明山	郡上市
4	森林整備課				○	中津川市	H16	H27	658	○		公共林道事業	木曾越	中津川市
5	道路建設課	○				岐阜県	H20	H27	8,200		○	道路改築事業	濃飛横断自動車道(和良金山道路)	郡上市、下呂市
6	道路建設課		○			岐阜県	H7	H28	6,090		○	道路改築事業	(主)多治見白川線(伊岐津志)	八百津町、御嵩町
7	道路建設課		○			岐阜県	H15	H35	2,920	○		道路改築事業	(一)上野関線(大矢田・半道)	美濃市
8	道路建設課		○			岐阜県	H16	H35以降	4,650	○		道路改築事業	(国)156号(福島バイパス)	白川村
9	河川課		○			岐阜県	S25	H50	7,540		○	広域河川改修事業	一級河川 杭瀬川	大垣市、池田町
10	河川課		○			岐阜県	S31	H50	20,488		○	広域河川改修事業	一級河川 相川	大垣市、養老町、垂井町
11	河川課		○			岐阜県	S51	H50	6,307		○	広域河川改修事業	一級河川 泥川	大垣市、養老町、垂井町
12	河川課		○			岐阜県	S36	H50	11,661		○	流域治水対策河川事業	一級河川 水門川	大垣市
13	河川課		○			岐阜県	H9	H40	9,571		○	総合流域防災事業	一級河川 津屋川	海津市、養老町
14	河川課		○			岐阜県	S59	H45	20,937		○	広域河川改修事業	一級河川 犀川	瑞穂市、本巣市
15	河川課		○			岐阜県	S63	H50	46,386		○	総合治水対策特定河川事業	一級河川 境川	岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町
16	河川課		○			岐阜県	S55	H35	5,407		○	総合流域防災事業	一級河川 桑原川	羽島市
17	河川課		○			岐阜県	S40	H50	6,610		○	総合流域防災事業	一級河川 荒田川	岐阜市
18	河川課		○			岐阜県	S49	H50	8,929		○	広域河川改修事業	一級河川 土岐川	土岐市、瑞浪市
19	河川課		○			岐阜県	H4	H35	1,451		○	総合流域防災事業	一級河川 肥田川	土岐市
20	河川課	○				岐阜県	S54	H37	34,390		○	治水ダム建設事業	内ヶ谷ダム	郡上市
21	河川課				○	岐阜市	S61	H35	10,754		○	総合流域防災事業	一級河川 新荒田川	岐阜市
22	河川課				○	岐阜市	H7	H35	2,000		○	総合流域防災事業	準用河川 戸石川	岐阜市
23	街路公園課		○			岐阜県	H22	H33	7,500	○		街路事業	新所平島線(平成工区)	岐南町
24	水道企業課	○				岐阜県	H6	H31	20,800		○	特定広域化施設整備事業	東部広域水道事務所管内	美濃加茂市、可児市、多治見市
事業数計		3	17	0	4									
		24												